

令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和2年1月10日(金) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員 |
| 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員 |
| 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 | | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮
主任主事 田中 絵美

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|--------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 2件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定によるの届出について | 2件 |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について | 6件 |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について | 6件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |
| 報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

10番、鈴木有光委員

11番、川村誠司委員を指名いたします。

浅海 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長

議長

浅海 議長

5番、山田芳裕班長

山田 班長

2班の現地調査の報告をいたします。

12月2日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について2件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積468平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は中古車販売業を営んでいますが、事業拡大に伴い、新たに車両置場が必要となったことなどから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧のみによる自然浸透により流出を抑制するとともに、周囲をH鋼で囲むことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、譲受人の営業所と中古車オークション会場の中間地点にあることから、利便性が良く、他の土地では代替えがきかないものであると思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員

議長

浅海 議長

4番、鈴木一男委員

鈴木 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

12月25日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積468平方メートルの休耕田です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、埋め立てに必要な土の量について確認したところ、休耕田による沈み込みが見込めないため、正確な量は不明であるが、道路の高さまでの土のおおよその量は購入予定である旨の回答でした。次に、埋立て作業にあたっては、警察等の関係機関と事前に相談するなど、安全管理に努めること、譲渡人が所有する農地の残地については、今後もしっかり耕作すること、許可後は速やかに着工し、使用後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6ヶ月後に地目変更を行うよう指導しました。最後に、開発指導室から、建物等の建築が出来ないこと、道路河川整備課より、申請地外への雨水の直接流出がないこと、道路河川管理課より、未整備の市道内での工事部分及び水路との境界の構造について説明いただきたい旨の依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積4,751平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による資材及び車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は霊園を営んでいますが、墓地の拡張などにより新たに資材置場が必要となったことから、資材置場及びその搬出入などに伴う車両置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧後の砂利敷きによる自然浸透とすることで周囲への雨水及び土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地にいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、譲受人の霊園と隣接していることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

浅海 議長 2番、古川和昭委員

古川 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。

12月25日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積4,751平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、敷地内整地のみでは、申請地の高さが計画より低くなると思われる点について確認したところ、大型車両等が入ることを考慮し、砂利を平均高さ50センチメートルにすることから、計画図どおりで間違えないとの回答でした。次に、骨壺置場の概要について説明を求めたところ、樹木葬用の骨壺が約5,000個あり、これを段ボールに入れた状態で平置きにし、ブルーシートで被わせることで雨風を防ぐとの回答でした。また、防犯対策は何か行わないのか確認したところ、防犯設備等の設置については、使用後に検討するとの回答でした。次に、許可後は速やかに着工し、使用後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に地目変更を行うよう指導しました。最後に、開発指導室から、建物等の建築は出来ないこと、道路河川整備課より、区域外へ雨水の直接流出がないこと、道路河川整備課より、法面が崩壊することのないように保全に努め、市道への土砂等の流出がないよう施工すること、環境課より、将来、墓地・納骨堂等として利用する場合は、別途法律等の適用を受ける旨の周知依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を上程いたします。

第1号から第5号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の5ページから7ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について6件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について6件の計12件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員及び事務局において現地調査を行ったところ、宅地となっていましたので、事務局長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で、令和2年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年2月7日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光